



平成 28 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名 エバラ食品工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮崎 遵
(コード番号: 2819 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 高井 孝佳
(TEL. 045-226-0107)

従業員向け株式交付信託の詳細決定に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 7 月 15 日開催の取締役会において、当社従業員を対象とするインセンティブ・プラン「従業員向け株式交付信託」(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議いたしました。本日開催の取締役会において、本制度の詳細について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

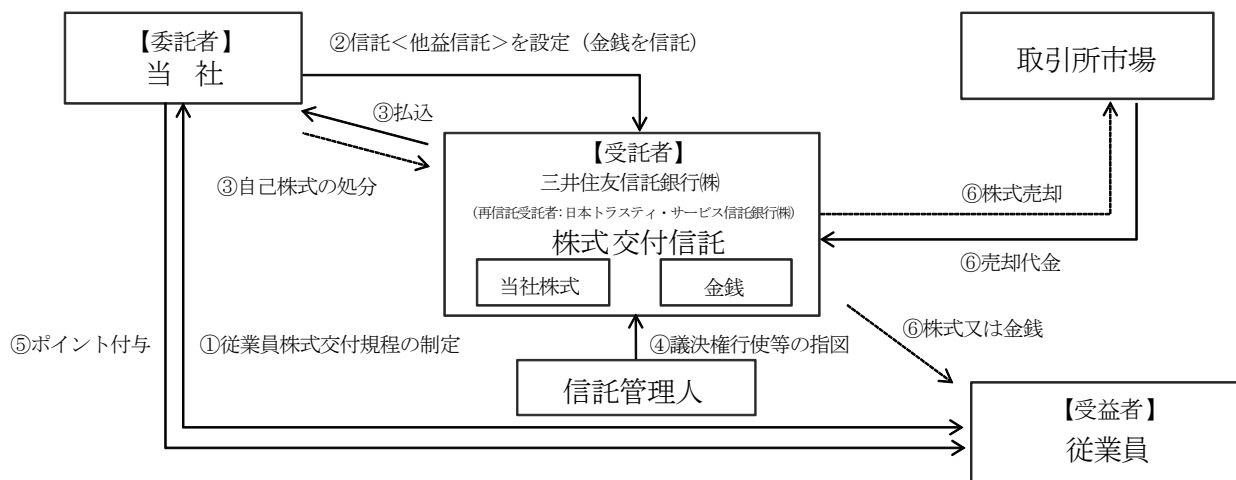
1. 当社にて導入する「従業員向け株式交付信託」について

(1) 名称	従業員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
(4) 受益者	当社従業員
(5) 信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定する予定
(6) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
(7) 信託契約日	平成 28 年 11 月 29 日 (予定)
(8) 金銭を信託する日	平成 28 年 11 月 29 日 (予定)
(9) 信託終了日	平成 31 年 9 月末日 (予定)

2. 信託における当社株式の取得内容

(1) 取得する株式の種類	普通株式
(2) 株式の取得資金として信託する金額	58,950,000 円
(3) 取得する株式の総数	30,000 株
(4) 株式の取得方法	自己株式の処分 (第三者割当) により取得
(5) 株式の取得時期	平成 28 年 11 月 29 日 (予定)

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は、従業員の業績や株価への意識向上等を目的として株式交付制度を導入します（従業員株式交付規程を制定し、一定の要件を充足した従業員に対し株式を交付する義務を負います。）。
- ② 当社は、従業員株式交付規程の対象となる従業員を受益者とする「金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）」（かかる信託を、以下「本信託」といいます。）を設定し、当社株式の取得に要する金銭を信託します。
- ③ 本信託の受託者は、信託された金銭を原資として、今後交付が見込まれると合理的に見積もられる数の株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法によります。）。
- ④ 当社から独立した信託管理人を設置し、信託期間を通じて従業員株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。議決権行使等の指図は信託管理人が行います。
- ⑤ 当社は、あらかじめ定めた従業員株式交付規程に基づき、一定の要件を満たす従業員に対しポイントを付与します。
- ⑥ 従業員株式交付規程の要件を満たした従業員は、受託者から株式の交付を受けます。なお、あらかじめ従業員株式交付規程・信託契約に定めることにより、交付する株式を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

以 上